

極上の会津プロジェクト協議会 二次交通・商品化事業助成金交付要綱

第1条 目的

この要綱は、会津地域の市町村を周遊するバス・タクシープランなどの二次交通商品について、商品チラシ等の作成や印刷に要する経費の助成を行うことにより、二次交通商品の造成を促し、会津地域内における観光客の周遊性・滞在性の向上を図ることを目的とする。

第2条 助成対象者

助成対象者は、二次交通商品を造成・販売できる企業・団体等とする。

第3条 助成対象経費

助成対象経費は、商品チラシ等の作成や印刷に要する以下の経費とする。

- (1) 商品チラシ等の企画デザインに係る経費、及び印刷に係る経費
- (2) WEBで掲載する商品チラシ等の企画デザインに係る経費、及びWEB掲載に係る経費

第4条 助成要件

以下の要件をすべて満たす、二次交通商品の商品チラシ等を助成対象とする。

- (1) 会津地域の市町村を周遊する二次交通商品
 - ・「新規商品」については、極上の会津秋冬キャンペーン期間（平成30年10月から平成31年3月）内に実施し、会津管内を周遊するルートを設定したものを新たに造成した商品を対象とする。
 - ・「継続商品」は、既存の二次交通商品を対象とする。
- (2) 商品は自社で使用している媒体（ホームページなど）でも掲載すること
- (3) 商品チラシ等の1/2以上の面積に、対象となる二次交通商品が掲載されていること
- (4) 商品チラシ等に「極上の会津プロジェクト協議会」と明示すること

第5条 助成額

助成額は、商品チラシ等1種類につき、「新規商品」100,000円、「継続商品」50,000円を上限とし予算の範囲内で交付するものとする。

第6条 交付申請

助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ助成金交付申請書（第1号様式）を極上の会津プロジェクト協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

第7条 交付決定

会長は、前条の交付申請書の審査を行い、助成対象とする二次交通商品を決定し、通知するものとする。

第8条 変更等の承認

前条の規定により助成金の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く）、または中止・廃止しようとする場合、助成金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を会長に提出し、承認を得なければならない。

第9条 事業報告等

助成事業者は、事業が完了したときは、助成金実績報告書（第3号様式）、及び助成金交付請求書（第4号様式）を、会長に提出しなければならない。提出は、事業完了から30日以内、または平成30年3月14日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

第10条 助成金の支払

会長は、前条の実績報告書、及び交付請求書の審査を行い、適当と認めた場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

第11条 交付決定の取消等

助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部または一部を取消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消に係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

第12条 会計帳簿等の整理等

助成事業者は、事業費の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日でその効力を失う。